

憲法における「私人間効力」の日米英比較研究  
- 「私人間無適用・水平的効力」という立場の意義-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-07-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 平松, 直登 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/20236">http://hdl.handle.net/10291/20236</a>

# 2018年度 法学研究科

## 博士学位請求論文（要旨）

憲法における「私人間効力」の日米英比較研究  
——「私人間無適用・水平的効力」という立場の意義——

公法学専攻  
平松 直登

### 1 問題意識と目的

通常、我が国では、「私人間における人権の保障と限界」といった項目の下に、憲法における「私人間効力」に関する議論が紹介・検討されている。この「私人間効力」論は、「社会的権力」による「人権侵害」からも、国民の人権を保護する必要があるのではないかという問題関心を出発点に置き、「全法秩序の基本原則としての人権の観念」や「伝統的人権観念の歴史性」といった「人権観念の考え方の転換」を理論的支柱として展開されてきた。換言すれば、資本主義の高度化に伴って「社会的権力」による「人権侵害」が問題となったが、現実の議会は利害対立が激しいことから私人間の人権保障に適切な法律の不存在という事態が生じることとなり、憲法上の人権規定の私人間への適用が明記されておらず、さらに、立法によって具体化されていない場合に、憲法解釈による人権規定の適用の有無が問題となるとして「私人間効力」論は展開されてきたのである。しかし、従来の「私人間効力」論は、①国民における「人権」意識との関係、②戦後憲法学における「憲法尊重擁護義務」（憲法 99 条）との関係、③「私人間効力」論の射程、という 3 つの観点から再構成の必要があると考えられる。まず、①国民における「人権」意識に関しては、国民は「憲法上の権利」を自由権（防御権）と捉える意識は薄く、「人権侵害」の内容と主体に関しても、「公権力」というよりも「私人」による人権侵害を想定しており、（外国人や難民の人権問題等のように）憲法の論理が普遍的な「人権」の確立にとって障害になるときもあると考えれば、領域区分として「人権」と「憲法上の権利」には一定の区別がなされる必要があるだろう。そして、その必要性が認められるとすれば、「私人間効力」論は、憲法学において両者の区別を積極的に提示する議論として再構成されなければならないこととなる。次に、②戦後憲法学における「憲法尊重擁護義務」（憲法 99 条）に関しては、憲法学において、かつては「国民」の憲法尊重擁護義務を肯定する見解が強く主張されており、憲法の対国家（公権力）性はあまり意識されていなかったとも考えられる。「立憲主義」という観点からすれば、「私人間効力」論において〈憲法上の人権規定＝私人間無適用〉という立場は再検討される必要がある。最後に、③「私人間効力」論の射程に関しては、「憲法と私人間における人権の保障」の問題と（従来議論されてきた）「私人間効力」論の射程は同一のものではなく、後者は前者の一部にすぎないことが問題となる。たとえば、私人間に適用される法律の規定が憲法違反だと主張される場合や、表現の自由と名誉・プライバシーが衝突する不法行為訴訟は、「私人間効力」論の射程外であると考えられてきた。私人間訴訟においては多様な場面が存在しており、「憲法と私人間における人権の保障」の問題を広くカバーする議論として「私人間効力」論は再構成されなければならないと考えられる。本論文は、近代立憲主義の論理から導かれる〈憲法上の人権規定＝私人間無適用〉という立場の現代的意義を探究することを目的として、アメリカ合衆国の議論とイギリスの議論を検討した上で、日本における「私人間効力」論の再検討を行うものである。

### 2 構成及び各章の要約

第 1 章では、比較憲法的観点から〈憲法上の権利条項は、国家－国民の關係に適用される〉という垂直的な〔vertical〕立場に最も親和的であるとされるアメリカ合衆国の議論を分析・検討した。修正 14 条は、第 1 節で、「いかなる州も……してはならない〔No State shall〕」と規定しており、第 5 節で、連邦議会が有す

る立法権限は「本条の諸規定」の実施としている。この点につき、〈修正 14 条 5 節の下で、連邦議会は立法を通じて私的行為に対して修正 14 条 1 節を実施することはできず、ステイト・アクションに対して修正 14 条 1 節を実施できるのみである〉と判示した Civil Rights Cases は、〈私人間に、憲法上の人権規定の適用はなく、憲法上の価値は一切影響を及ぼさない〉という（正確に言えば）「私人間無適用・無効力」の立場を基本的には採用するものである。もっとも、「私人間無適用・無効力」という立場は「連邦制」という固有の概念に基礎を置いていると考えられる。そして、〈合衆国憲法は、ステイト・アクションに適用されるのみであって私人の行為には適用されない〉という要件は現在まで堅持されてきたが、ステイト・アクションの要件に対する「例外」の判例法理である「ステイト・アクション法理（＝(i)「公的機能」の例外、(ii)政府による創設・強制・奨励の例外、(iii)「共生の関係」の例外、(iv)「関わり合い〔entwinement〕」の例外）」によって、私人間において「水平的効力」は生じないという確固たる結論が導かれてきたわけではない（限定的な「私人間無適用・水平的効力」の立場）。後者に関しては、最高法規条項によって「裁判所」が合衆国憲法に拘束され、修正 14 条の平等保護条項が一定の私的な人種差別を防ぐ「積極的（保護）義務」を課すものであることから、連邦最高裁が私人間訴訟において憲法上の実体判断を積極的に行うこととなり、結果として「間接的水平的効力」は生じることとなる、という連邦最高裁の判例に整合的なステイト・アクション法理の再構成が可能である、と結論づけた。

第 2 章では、当時のブレア首相の下での「憲法改革」の柱の一つとして、「権利を国内に持ち帰る〔bring rights home〕」ことを目的として制定された「憲法的文書〔constitutional instrument〕」と評される 1998 年人権法〔Human Rights Act 1998〕において、「公的機関〔public authority〕が条約上の権利に適合しない方法で行うことは違法である」（第 6 条 1 項）という文面上第一次的に〈人権法の名宛人は「公的機関」である〉という垂直的アプローチ〔vertical approach〕が 20 世紀末に採用されたイギリスの議論を分析・検討した。垂直的アプローチを前提としても、人権法によって生じ得る「水平的効力」は多面的な様相を呈している。上記のうち、とりわけ議論を呼んできたのは、「公的性質を有する職務」を履行する一定の私人（私的団体）が人権法に直接的に服さしめられることによって生じる「水平的効力」（第 6 条 3 項 b）と（主として「間接的水平性」と「完全ないし直接的水平性」が対立する）「裁判所」が「公的機関」とされることによって生じ得る「水平的効力」（第 6 条 3 項 a）、という 2 つの問題である。それに加えて、とりわけ裁判所が関係し得る「水平的効力」として挙げられるのは、私法の「条約適合的解釈」から生じる「水平的効力」である。イギリスにおいては、（一見して不適合である私法の「条約適合的解釈」によって生じる）「制定法上の水平性」と（「裁判所」が「公的機関」とされることによって生じ得る）「間接的水平性」・「完全ないし直接的水平性」は別個のものと捉えられており、（前者よりも後方で議論を呼んできた）人権法における「水平的効力」の問題の核心は、〈人権法の名宛人は、私人ではなく「公的機関」である〉という私人間無適用の立場を堅持するか（＝「私人間無適用・水平的効力」）否か（＝「私人間適用・水平的効力」）である、と結論づけた。

第 3 章では、まず、従来の通説的見解である間接適用（効力）説により、直接適用（効力）説の問題点が過度に強調されるという形で進展してきた、日本の従来の議論を分析・検討した。次に、判例の立場を分析し、私人間訴訟において〈憲法の名宛人は「国家」である〉という「私人間無適用」の前提を堅持する「直接適用否定説」を採用するものであると推察した。もっとも、「直接適用否定説」を前提としても、（一定の「水平的効力」が肯定されるか否かという観点から）「私人間無適用・無効力」と「私人間無適用・水平的効力」という 2 つの立場があり得ることとなるが、憲法 14 条における差別の事案（女子若年定年制事件最高裁判決および入会権差別事件最高裁判決）や、表現行為による名誉侵害の場合には〈国家（裁判所）－私人 X〉および〈国家（裁判所）－私人 Y〉というタテの関係にそれぞれ憲法 13 条と 21 条が適用されるとした北方ジャーナル事件最高裁判決を前提とすれば、我が国の判例は「私人間無適用・水平的効力」の立場に分類することができる、と結論づけた。問題となるのは、国家の私法上の行為の事例である百里基地訴訟最高裁判決であり、そこでは〈憲法の名宛人は「国家」である〉という立場の相対化に「私人間効力」が関係している。このことからすれば、〈憲法の名宛人は「国家」である（憲法は私人間には適用されない）＝私人間

無適用)と強調することの重要性は依然として高いと考えられる。最後に、「私人間無適用・水平的効力」という立場からの「私人間効力」論の再構成を試みた。立法による憲法的価値の実現という観点からすれば、(アメリカとは異なり)我が国において、〈私人間に、憲法上の人権規定の適用はないものの、憲法上の価値は何らかの影響を及ぼし得る〉という「私人間無適用・水平的効力」の立場に異論はないと考えられる。問題となるのは、私人間訴訟においてどのような立場が採用されることとなるかであり、〈憲法の名宛人は、私人ではなく「国家」である〉という私人間無適用の立場を堅持するか(=「私人間無適用・水平的効力」)否か(=「私人間適用・水平的効力」)の(「近代立憲主義」の核心にも関わる)議論としての「私人間効力」論は固有の存在価値を有する、と結論づけた。

以上のように、議論が錯綜する憲法における「私人間効力」の問題を「私人間無適用・水平的効力」という立場から検討したことによって、従来とは異なる理論的視座を提供することができたと考える。